



～各常任委員会での 審査の一部を 紹介します～

第52号議案 志木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

Q 利用料について、新条例例では、300円の範囲内で指定管理者が定めることとなっているが。

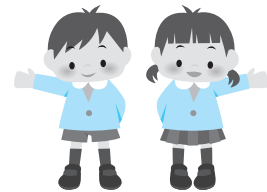
A 地方自治法の規定を受け、指定管理者が市の承認を受け料金を定めることとなり、制度のメリットを生かし、経営努力により料金の設定をする。

第42号議案 平成29年度志木市一般会計補正予算(第2号)

Q 小規模保育園が、新規に4園、開園されるようだが、各保育園の定員などはどうなっているか。今後の整備予定は。

A 本町では3箇所開園予定で、2箇所が定員19人、1箇所が15人。幸町では、1箇所開園予定で、定員19人である。また、今後は、志木

第二小学校内の保育園が平成31年度の開園を予定している。



第58号議案 平成28年度志木市一般会計歳入歳出決算認定について

Q 市長への手紙145件の主な内容、どのような政策提言があったのか、どういものが実現されたのか。

A 保育園の待機児童対策や道路舗装などについての要望が多い。平成28年度に施策に反映したものととして、旧86号踏み切りのアランダパスの歩行者部分のストロップに突起物があり、通りにくいという意見があったため、その突起物を除去した事例がある。

総務厚生常任委員会

市民文教都市常任委員会

第49号議案 志木市民会館条例の一部を改正する条例

Q 改正の目的はどのようなことか。

A 市内の方の利用を促進したいため、市外の利用料金を近隣市と合わせて、現行の50%から100%増しとした。

第58号議案 平成28年度志木市一般会計歳入歳出決算認定について

Q デマンド交通の費用は、ほぼ前年度と同じ金額だが、利用件数が大幅に増えている。どのように分析しているのか。

Q 就学援助の新入学学用品費について、支給を早めていくということだが、どのような流れになるのか。

A 従来は、4月に申請をいただき、認定した場合は、学期末までに必要な経費を支出していた。来年度新入学児童については、1月に申請、2月に認定の審査、3月に認定の結果を出したうえで、支出したいと考えている。

A 平成27年度の実証実験の際は、一律300円の市民負担であったが、本格実施では、タクシー料金に応じて300円、500円、1,000円の市民負担としているので、利用件数が増えても市の補助金は変わらない状況となっている。

